

会長談話

過日、当会の大山良平会員が、離婚訴訟に関して相手方から振り込まれた現金約110万円を横領した疑いにより逮捕されたとの報道がなされました。報道等によりますと、同会員は被疑事実を認めているとのこと。

弁護士の業務に関して預かった金員の着服は許し難い行為であり、弁護士の業務に対する社会的信用を失墜させる重大な非違行為です。

また、同会員は、本年7月、傷害の被疑事実で逮捕されており、短期間に2回も逮捕されています。同会員は、これらとは別件で当会より懲戒処分を受けて2ヶ月間の業務停止中でもあります。このようなことは、弁護士に対する社会的信用を著しく傷つけるものです。

当会は、これまでも所属する会員に対し、自覚ある行動を求めてきたところですが、これを契機に、より一層職業倫理の向上に努め、弁護士あるいは弁護士会に対する信頼の確保に努める所存です。

2010年（平成22年）11月1日

大阪弁護士会

会長 金子武嗣